



「介護保険法上の介護保険施設とは？あらためて理解しておこう！」
適切なものを3つ選べ。

- 1 特定施設入居者生活介護は、施設サービスに含まれる。
- 2 地域密着型介護老人福祉施設は、施設サービスに含まれない。
- 3 介護老人福祉施設の入所定員は、30人以上でなければならない。
- 4 介護老人保健施設の管理者となる医師は、都道府県知事の承認を得なければならない。
- 5 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が施設サービス計画を作成する。

1 ×

特定施設入居者生活介護は、居宅サービスの1つである。

2 ○

地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型介護サービスのうちの1つである。

3 ○

30人以上でなければならない。

4 ○

都道府県知事の承認を得なければならない。

5 ×

介護保険施設の介護支援専門員が施設サービス計画を作成する。

☆まとめ・試験にココが出るよ！

・介護保険法上の施設サービス……介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の3つしかないことを再確認だね。

○特定施設入居者生活介護……都道府県が特別に施設と認めた完全介護のサービス。身近な言葉で言い換えると「介護付き有料老人ホーム」が分かりやすいね。（＊住宅型ではないことに注意！）

この特定施設入居者生活介護は、介護保険上は居宅サービスに分類されていることを覚えておこう。

○地域密着型介護老人福祉施設……介護老人福祉施設との違いは、ズバリ「入所定員」だったね。30人以上なら介護老人福祉施設、29人以下なら地域密着型介護老人福祉施設。これは通所介護も同じように人数によって地域密着型かどうか分かっているからチェックしておこう。

○施設サービス計画……介護保険施設でも居宅と同じようにケアプランが作成されるけど、施設には人員基準上介護支援専門員の配置が定められているから、施設の介護支援専門員がケアプランを作成することになる。それが施設サービス計画なんだ。

